

## 告 示

### 埼玉県告示第九百四十九号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十四条第二号の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十八年七月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分を受けた行政書士

イ 氏名

田上 希典

ロ 事務所の名称

たがみ行政書士事務所

ハ 事務所の所在地

埼玉県所沢市緑町一丁目一番十一号新所沢グリーンハイツ四一九

ニ 登録番号

第〇九一三〇八五三号

二 処分をした年月日

平成二十八年七月十三日

三 処分の内容

六月間の業務の停止（平成二十八年七月二十七日から平成二十九年一月二十六日まで）